

市公用車におけるNHK受信料の未契約について

1 経緯

去る令和 7 年 3 月 5 日付けの地方紙に『青森県南部町において、一部の公用車に設置されたテレビ放送が受信できるカーナビ計 3 8 台で、NHKとの受信料契約を結んでおらず、最長 1 8 年間の受信料未払いがあった』との記事が掲載されたことを受け、市が所有している全 3 1 8 台の公用車について調査したところ、3 2 台の公用車に設置されているカーナビでテレビの受信が可能な状態にありながら、NHKの受信料契約が締結されていないことが判明した。

2 未契約車両の状況（3 2 台）

（1）リース車両 2 5 台

- ① 令和 2 年 4 月契約 4 台
- ② 令和 2 年 7 月契約 1 台
- ③ 令和 3 年 4 月契約 1 8 台
- ④ 令和 4 年 3 月契約 1 台
- ⑤ 令和 6 年 5 月契約 1 台

（2）購入車両 7 台

- ① 平成 2 3 年 1 1 月購入 1 台
- ② 平成 2 4 年 5 月購入 1 台
- ③ 平成 2 9 年 7 月購入 1 台
- ④ 平成 2 9 年 1 0 月購入 2 台
- ⑤ 令和 2 年 2 月購入 1 台
- ⑥ 令和 2 年 1 2 月購入 1 台

3 原因

- （1）公用車に設置しているカーナビでテレビの視聴が可能であるとの認識がなかったこと。
- （2）カーナビの B - C A S カードを抜き、所属課で保管し、テレビを視聴できないように対応していたが、電波が受信できる状態であれば受信料を支払わなければならないという認識がなかったこと。

4 今後の対応

未契約分の受信料の支払い等の取扱いについてNHKと協議するとともに、カーナビと一体となっているテレビの受信をできなくする方法を検討する。